

令4香南市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査結果報告を公表する。

令和4年2月28日

香南市監査委員 岩本 淳

同 有岡 正博

同 馴田 文雄

令和3年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告書を提出する。

なお、監査の実施に当たっては、香南市監査基準（令和2年4月1日制定）に準拠した。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期間 令和3年11月4日（木）から16日（火）まで

3 監査の対象事項

令和2年度 負担金補助及び交付金（市単独補助金）のうち、監査委員が選定したもの

4 監査の対象課

総務課、企画財政課、地域支援課、防災対策課、福祉事務所、環境対策課、上下水道課、農林水産課、商工観光課、建設課、消防本部、学校教育課、こども課、生涯学習課

5 監査の内容

(1) 財政援助団体関係（市単独補助金）

ア 財政的援助の決定

イ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続、交付要綱等

ウ 補助金等の効果及び条件の履行の確認

エ 団体の事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課室へ提出した補助金等の交付申請書

- オ 事業計画
- カ 収支の会計経理、出納関係帳簿の整備、領収書等の証拠書類の整備、保存
- キ 事業実績報告書、精算報告
- ク その他

6 監査の着眼点

(1) 財政援助団体関係（市単独補助金）

- ア 財政的援助の決定は法令等に適合しているかどうか。
- イ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正かどうか。
- ウ 団体の事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するかどうか。

7 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

1 財政援助団体関係

今回の監査は、財政援助団体等関係について関係書類の審査を行うとともに、関係職員から聴取し監査を行った。

概ね規定どおり執行されているが、一部の課においては、関係書類の不備・不足が散見され、組織内のチェック体制が十分機能していない状況が見受けられた。

また、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらを踏まえ、根拠法令等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。

(1) 補助金額の確定について

補助金額に関しては、香南市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）第15条第2項で、「補助金の額は千円止まりとし、千円未満の端数は切り捨てる。」と規定されており、千円未満の補助金を交付する場合は、それぞれの補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で規定する必要がある。

しかしながら本監査において、交付要綱で規定されていないが、千円未満を切り捨てることなく、交付決定及び交付確定を行っている事例があった。

また、実績報告での補助金対象経費が、交付決定額より少ない金額となっているにもかかわらず、交付決定額と交付確定額を同額で補助金検査調書兼確定書（以下「検査調書兼確定書」という。）を作成している事例も複数の課で見受けられた。

今後は、補助金検査及び確定時において根拠法令に留意し、必要に応じて要綱の見直しを行い、戻入処理が必要な場合は速やかに対処されたい。

（該当課：地域支援課、防災対策課、商工観光課）

(2) 補助金交付申請書の確認について

補助金については、交付規則の他に補助金ごとに交付要綱を定めている。交付要綱において、補助金の申請に当たっては、消費税及び地方消費税額相当額を除くと規定しているにもかかわらず、消費税等を含めた金額での交付決定及び交付確定を行っている不適正な事例が複数確認された。

今後は、補助事業者から申請書が提出された際には、根拠法令に留意し、書類内容を精査したうえで、適正な事務処理に努められたい。

(該当課：農林水産課、建設課)

(3) 香南市農業共済収入保険助成事業費補助金について（農林水産課）

当該交付要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている農業者の経営安定化を目的とし、農業共済組合連合会の収入保険制度に係る加入者の保険料に要する経費を対象として、令和3年1月15日に制定し、公表の日から施行としている。

しかし、令和3年3月に申請者から提出された交付申請書に添付されている100名以上の対象者からの委任状の日付は、全て令和2年11月から12月であり、当該交付要綱の施行日前となっている。

また、委任状の様式は、当該交付要綱第5条で様式第2号として規定されているが、提出された全ての委任状には、交付要綱とは異なった補助金名が記載されている。

そして、提出された交付申請の収支予算書と実績報告の収支精算書の金額単位は誤っており、非常に不適正な事務処理となっている。

補助事業における交付要綱は、補助金交付事務における取扱いの基準を定めるものであり、交付事務は要綱に則って行わなければならない。

今後は要綱等の内容を十分に理解し、補助金の一連の事務処理を把握したうえで、適正な交付に努めるとともに、課内のチェック体制についても見直しされたい。

(4) 香南市認定農業者連絡協議会補助金について（農林水産課）

当該補助金においては、令和2年度における補助事業者からの交付申請書の提出日と交付決定通知日が、令和3年3月11日の日付けであり、各補助事業が概ね完了する年度末に近い時期となっている。

また、検査調書兼確定書は、香南市事務決裁規程において法人及び団体に対する補助金の額を確定する場合は、市長までの決裁と規定されているが、課長までの決裁となっている。

そして、交付規則第14条及び当該交付要綱第5条に規定された補助事業実績報告書が提出されていないほか、提出された事業報告書に提出者名及び提出日の記載がなく、誰がいつ何を実績の関係書類として提出したものか不明である。

収支決算書の支出として記載されたものは、ほとんどが交付決定通知日以前に請求があったもので、本監査において補助対象経費と認められるものは、千円未満の手数料のみであるが、当該交付要綱には、補助金額千円未満についての交付規定がない。検査調書兼確定書の交付確定額は、交付決定額と同額の5万円としているが、補助対象経費として認められるものは千円未満であるため、確定額は0円とすべきと思われる。

以上のことから事務処理としては、非常に不適正であると言わざるを得ない。

補助金は公金であり、補助事業者に対し担当課は、法令に則った適正な事務処理を行うよう指導すべきである。

再三にはなるが、課内での管理体制の見直しと個々の職員が根拠法令を改めて確認したうえで、補助金申請における履行確認を慎重に行い、適正な事務処理に努められたい。

(5) 香南市パークゴルフ推進補助金について（生涯学習課）

当該交付要綱は、令和2年4月に制定されているが、申請者から提出された補助金交付申請書、補助金交付決定通知書が、旧の交付要綱の様式を使用しており、不適切な事務処理となっている。

申請書は、管理を委託している指定管理業者に提出するため、交付要綱を新たに制定し、申請書の様式を変更するのであれば、その旨を担当課より事前に連絡をすることで、このような誤りは防げたはずである。

周知が不十分であったために、申請書の様式の改善がいかされていない結果となっている。担当者は、要綱を熟読し、法令に則った事務処理や必要事項の情報共有に努め、課内でのチェックを適正に行われたい。

第3 総括（企画財政課）

今回の監査において、以前より指摘を行ってきた交付要綱の制定及び改正、実績報告書の提出及び検査調書兼確定書の作成などは、改善されてきている。これは、補助金交付事務の総括課である企画財政課の市単独補助金についてのマニュアル作成や研修会開催の成果と思われる。

しかしながら、担当課において交付要綱を新たに制定又は改正をしながら、要綱に則った事務処理ができていないケースが複数みられ、担当者が要綱を理解できているのか、課内においてもチェック体制及び法令の認識ができてきているのか、懸念を抱かざるを得ない。

また、決裁区分が所属長までとなる補助金の事務処理において不備が散見された。補助金事務の所管課においては、関係法令の再確認を必ず行い、課内の決裁時におけるチェック体制の強化など管理体制を見直し、適正な事務執行に努められたい。

そして、企画財政課には、引き続き補助金交付事務について周知徹底を行い、研修会の継続など、今後も職員の適正な事務の執行に対する意識向上と事務の改善に努めることを望むものである。